

ICTの活用により著作権物を利用するための対応 授業目的公衆送信補償金制度について

北海道教育庁ICT教育推進課

小説、絵、音楽などの作品をコピーする際には、原則として著作者の許諾を得る必要がありますが、著作権法第35条により、学校などの教育機関では、その公共性から例外的に著作者の許諾を得ることなく一定の範囲で利用することが認められています。ただし、**教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために他人の作品をメールなどインターネットを介して送信などをする場合には授業目的公衆送信補償金の支払いが必要です。**

学校設置者が本制度を利用しない場合、提示できる資料が制限されたり、提示する資料の著作権を確認する労力がかかったりするなど、ICTを活用した授業等を行う際に多くの課題が生じることが懸念されます。

つきましては、学校設置者におかれましては本制度を利用し、著作権への適切な対応をお願いします。

★「授業目的公衆送信補償金制度」概要★

ICTを活用した教育を推進するため、著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランスをとった制度。**学校設置者が補償金を一括で支払うことにより、著作物を無許諾利用できる範囲が拡大。**

無許諾・無償

(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



(著作権法第35条第3項)

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用了資料や講義映像を遠隔合同授業等(同時中継)で他の会場に送信



同時中継

遠隔地の会場



要許諾(権利者毎の使用料)

⇒無許諾・有償(授業目的公衆送信補償金)

(著作権法第35条第1項・第2項)

平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



同時中継 遠隔地の会場



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

※参考 授業目的公衆送信補償金制度の概要(文化庁)

授業目的公衆送信補償金制度を利用するために必要なこと

「授業目的公衆送信補償金制度」を適用するためには、教育委員会などの教育機関の設置者から一般社団法人「授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)」に、著作権者の権利を守るための一定額の補償金を支払う必要があります。

<料金体系(子ども1人当たりの額)>(消費税別)

・小学校:120円

・中学校:180円

・高等学校:420円

※費用負担は、学校の管理運営に要する経費であり、地方財政措置が講じられていることから、**学校設置者は必要な措置が講じられるよう配慮する必要があります。**

詳しくはこちらを御覧ください。

一般社団法人
授業目的公衆送信補償金管理協会



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

授業目的公衆送信補償金制度

検索



<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>



<https://sartras.or.jp/>

